



身近な法律豆知識

隣地からはみ出す枝などの処理

前回、隣接する不動産の所有者間(相隣関係)で相互の土地利用を円滑にするための民法の規定が改正されたことをお伝えしました。

この中で、隣地の木や竹などが境界線を越えたときなどに対処する方法を規定した法律も改正されています。

改正前の民法第233条第1項は竹木の枝の切除などについて、

- ① 隣地の竹木の枝が境界線を越える時はその竹木の所有者に、その枝を切除させることができる
② 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取る可以与る

この場合、竹木の所有者に枝を切るように要求しても、切ってくれない場合や所有者が分からない時などに対処する方法がいまいです。

そこで改正された同法には、次の場合には隣地の竹木の枝を切り取ることができるという特例が設けられました。

- ① 竹木の所有者に枝を切除するよう要求したにもかかわらず、相当の期間(事案にもよりますが、最低2週間から3週間程度は必要と思われる)が経っても切除しないとき
② 竹木の所有者が分からない時、またはその所在地が分からない時
③ 急迫の事情があるとき

また改正前の同法では、竹木の所有者が複数の場合、所有者全員の同意がなければ、枝を切ることができないのではないかという疑問がありました。

これに対して改正法は「竹木が数人の共有に属するときは、各共有者は、その枝を切り取ることができる」との規定が明記されています。

この改正で、隣の土地からはみ出した竹木の枝の処理を所有者に頼みやすくなったと言えるのではないのでしょうか。(S)

研修会の内容を検討しました。レクリエーションは11月3日(金)、島根県奥出雲町の櫻井家(可部屋集成館、庭園)周辺の見学、散策に決定しました。また、12月2日(土)の午前10時から、フレイルの進行を防ぎ、健康な身体を維持するための研修会を開催します。講師は、境港市長寿社会課の担当者にお願ひしています。当日は、フレイルについて話していただき、軽い予防運動もできるように準備を進めています。健康な心と身体で少しでも長く仕事を続けていきたいものです。会員の皆様のご参加をお待ちしています。(I)

青色申告会の元気企業

看板の製作から設置まで

EDOON (エドオン)

花町の看板屋エドオンの江戸温(エド・タズヌ)さんに話を伺いました。似ている名前の有名電器店もありますが、それより早くエドオンとつけたとのこと。お名前の温をタズヌと読める人は数少ないでしょう。温故知新(ふるきをたずねて)の温が由来であるそうです。



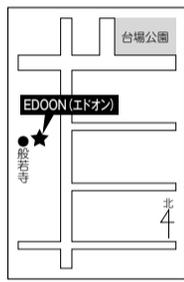
看板デザインを製作中の江戸温さん

年になります。東京から地元・境港に帰ってきてサラリーマンを10年していましたが、東京で映画の看板を描いていた経験があり、看板屋になることを決意。米子で3年間の修業後、独立しました。しかし、すぐに生活できるほどの仕事もなく、しばらくは弁当屋さんでのアルバイトと兼業でした。先輩や同級生などからの紹介で少しずつ注文も増え、1

今、その「歴史的建造物」にパソコン3台とディスプレイも並べ、業務用プリンター、シール用プロッターも設置し、

【事業所のあらまし】

事業所名 EDOON(エドオン)
代表者 江戸 温(エド・タズヌ)
住所 境港市花町154
事業内容 広告看板製作
定休日 日曜日、祝日
営業時間 8:00~17:00
TEL 0859-42-3812
FAX 0859-36-9949



今、その「歴史的建造物」にパソコン3台とディスプレイも並べ、業務用プリンター、シール用プロッターも設置し、



年ほどで看板屋として成り立つようになりました。エドオンの事務所兼作業場は、なかなか年季の入った建物です。江戸さんのおじいさんが船大工をしていたときの工場を手直しして使っています。おじいさんは境高校や米子東高校のボート部のボートや境水産高校のカッターボートも受注しており、搬出するときは、隣の般若寺の境内を通り、その灯籠を除けて境水道に運んだそうです。地域の歴史を感じます。

今の看板屋に必要な器具、装置類を揃えています。昔の看板屋さんは手書きが基本だったので、絵が描けることが仕事の条件でしたが、近頃はパソコンソフトを使ってデザインを考え、印刷するの

必要です。まず、看板を取り付ける枠作りには、木だと大工仕事、金属だと溶接作業、立てるための穴掘りなどは土木作業、照明付きたと電気工事となります。ユニック(クレールン)や高所作業車も使用もするし、高いところからの現場確認にはドローンも

使っています。「最近ではYouTube」でいろいろな技術を公開しているの、結構参考になるよ」と江戸さん。

ほとんどのが事業所からの受注ですが、一般の人からの受注としては、自転車の名入れ、船名のシール貼りなどがあるそうです。どこかにきれいに名前や名称などを入れたいとかなどは、エドオンさんを思い出してもらうと良いかもしれません。(H)

税務・会計 一口メモ

インボイス方式②

ことし10月1日、ついに消費税のインボイス方式(適格請求書等保存方式)がスタートしました。インボイス方式の開始後、売り手は原則として買い手の求めに応じてインボイス(適格請求書)を発行しなければなりません。買い手は仕入税額控除を行うためにインボイスの保存が必要となります。

9月分の請求書の締め日が9月末の場合は、請求書の発行日が10月1日以降であっても現行の請求書など(区分記載請求書で問題ありません)が月末でない場合は、注

意が必要です。例えば20日締め(9月21日から10月20日まで)の場合、インボイス制度導入前の(9月21日から9月30日まで)のもの、導入後の(10月1日から10月20日まで)のものに区分する必要があります。(M)

女性部だより

今年度事業決まる

猛暑の上、各地で大雨が降ったことしの夏ですが、秋も深まり、涼しくなってきたこの頃です。青色申告会女性部役員会を9月に開催し、ことしのレクリエーションと

研修会の内容を検討しました。レクリエーションは11月3日(金)、島根県奥出雲町の櫻井家(可部屋集成館、庭園)周辺の見学、散策に決定しました。また、12月2日(土)の午前10時から、フレイルの進行を防ぎ、健康な身体を維持するための研修会を開催します。講師は、境港市長寿社会課の担当者にお願ひしています。当日は、フレイルについて話していただき、軽い予防運動もできるように準備を進めています。健康な心と身体で少しでも長く仕事を続けていきたいものです。会員の皆様のご参加をお待ちしています。(I)

警備員募集中

- 元気な方なら、18歳~65歳位までOK!
●勤務場所は、境港市内・米子市周辺
鳥取県西部・島根県東部など

「やってみようかな」と思い立った方は
まず電話 0859 45-2228



Safety Security

鳥取県公安委員会認定 第61号
(社)全国警備業協会加盟・鳥取県警備業協会会員

有限会社 サンアート山陰

〒684-0043 鳥取県境港市竹内町1362番地
TEL 0859-45-2228

~ 境港店店長 鷺澤からのお得情報 ~

< 9/2 より新発売 >

&LIFE 医療保険Aセレクト (引受緩和型)

一度、当代理店ホームページへ↓↓↓

株式会社 友和・保険センター

本店 〒683-0802 鳥取県米子市東福原7-2-6 TEL(0859)34-4938 FAX34-5660
境港店 〒684-0071 鳥取県境港市外江町2361-2 TEL(0859)21-0117 FAX21-0118

ホームページ: www.youwa-hoken.jp/

